

※ 下線部が、ハートビル法から変更・追加された主な事項。

1. バリアフリー化の対象施設

- ・ 出入口・廊下・階段・傾斜路・エレベーター・便所・駐車場
- ・ ホテル又は旅館の客室

2. バリアフリー化の義務付け対象用途（特別特定建築物）

- ・ 盲学校、聾学校又は養護学校・病院又は診療所・劇場、観覧場、映画場又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店 等
- ・ 公共用歩廊（ペDESTリアンデッキ・自由通路等）

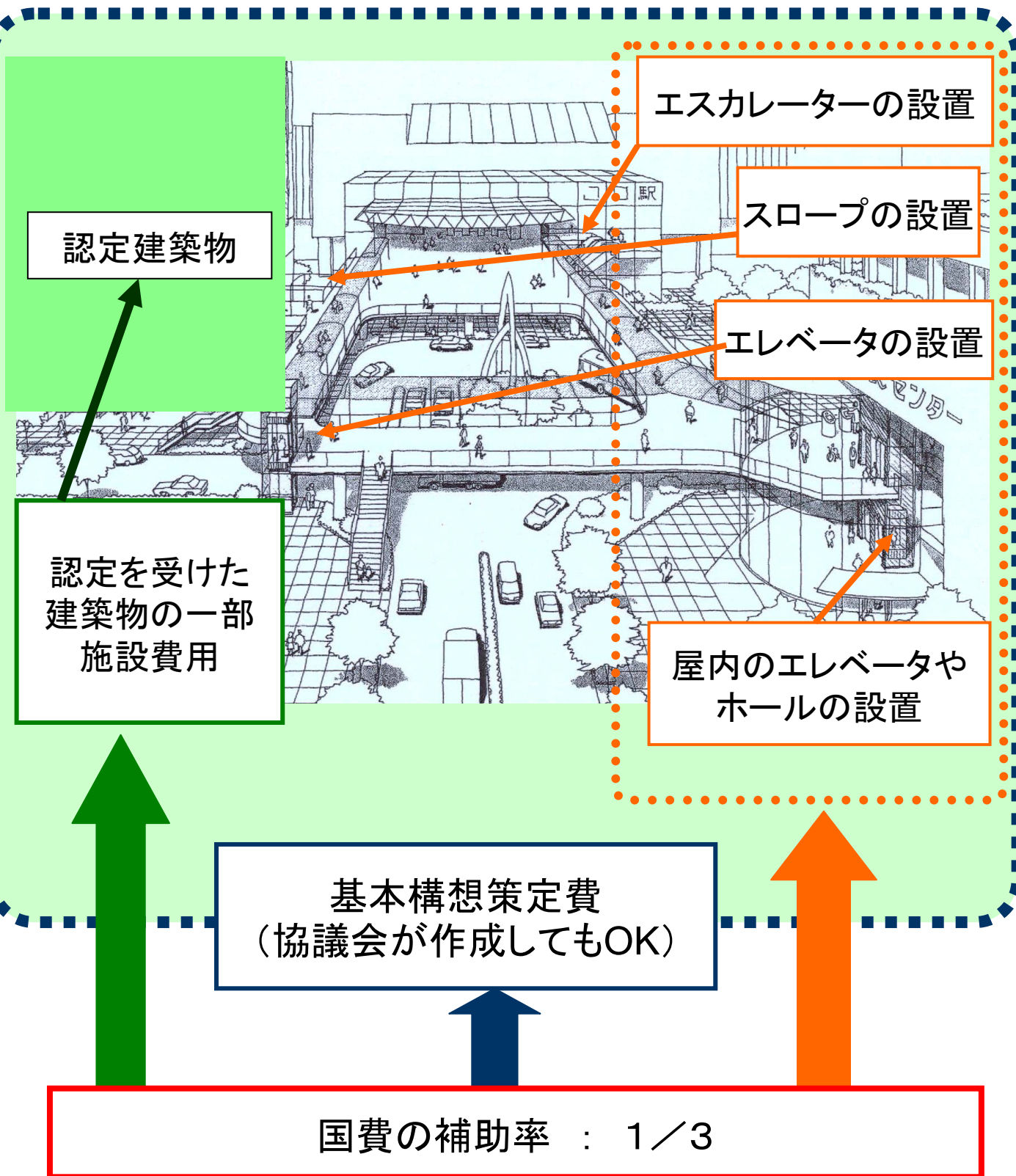
3. バリアフリー化の義務付け対象規模

- ・ 床面積の合計が 2,000 m² （公衆便所にあつては 50 m²）

4. バリアフリー化の義務付け基準（建築物等円滑化基準）

- ・ 廊下等について、表面を滑りにくい仕上げにするとともに、階段等の上端に近接する部分に視覚障害者用点状ブロックを設けること。
- ・ 敷地境界から居室までの経路等について、エレベーターやスロープの設置により段差を解消するとともに、出入口の幅を 80 cm 以上、廊下の幅を 120 cm 以上等とすること。
- ・ 案内設備までの経路に視覚障害者用点状ブロックを設置すること。
- ・ 駐車場について、車いす使用者が円滑に利用できるスペースを設けること。
- ・ 便所について、車いす使用者が使用しやすく、かつ、オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を設けること。
- ・ エレベーター、便所又は駐車施設の付近には、原則 J I S 規格に適合する標識を設置すること。
- ・ エレベーター、車いす使用者用駐車施設等の案内設備等を設けること。
- ・ ホテル等の客室について、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。（客室総数 50 以上の場合、そのうち 1 以上）

バリアフリー環境整備促進事業 (「人にやさしいまちづくり事業」から名称変更)



まちづくり交付金による全国の都市再生の推進

1. 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

2. 概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金

① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成する。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。

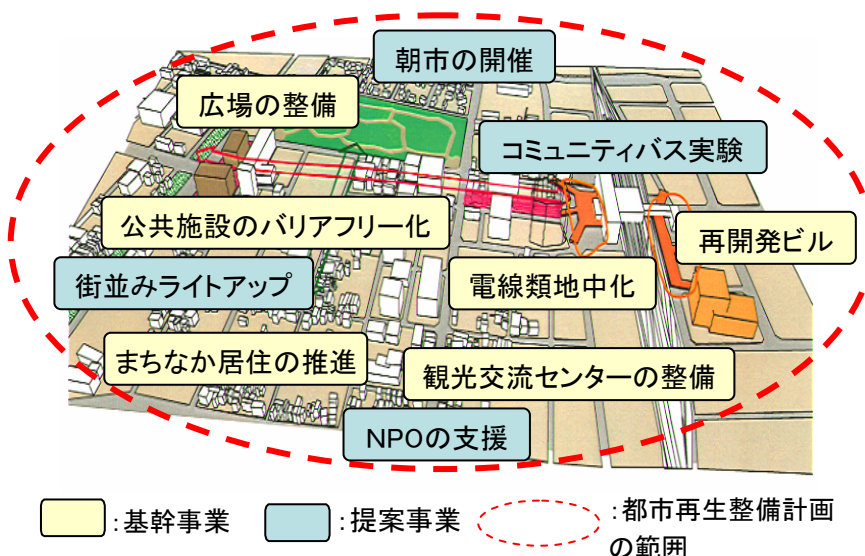
③ 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。

3. 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業（一定の範囲内）



4. 交付金の額の算定

交付額は一定の算定方法により算出

5. 事業効果

明確なまちづくりの目標実現のために、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することにより地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを行うことが可能となる。また、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られることが想定されるため、全国の都市の再生をより効率的に推進することが期待される。

バリアフリー環境整備促進事業

* バリアフリー新法の施行に伴い創設（現行：人にやさしいまちづくり事業）

1. 事業の目的

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るための措置を講じる。

2. 補助対象事業者

地方公共団体、都市再生機構、民間事業者、協議会（基本構想策定のみ）

* 民間事業者については、地方公共団体を通じた間接補助

3. 対象区域

- ① 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等
- ② 人口5万以上の市の区域
- ③ 一定の要件を満たす中心市街地 等

4. 事業内容

(1) 地方公共団体又は一定の要件を満たす法定協議会が行うバリアフリー新法に基づく基本構想の策定

* 一定の要件：協議会の代表者が地方公共団体であること、協定により事業の内容、役割分担、費用負担等が明記されていること 等

(2) 基本構想に基づく以下の移動システム等の整備

* 移動システム：動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設

- ・ 屋外の移動システムの整備
- ・ 屋内の移動システム（市街地空間における移動ネットワークを形成するもの）の整備
- ・ 移動システムと一体的に整備される公衆のために公開された空間（広場等）の整備
- ・ 移動案内装置の設置

(3) 病院、劇場、図書館等不特定多数の者が利用する建築物又は社会福祉施設等の建築物でバリアフリー新法に基づく特定行政庁の認定を受けたものの整備

- ・ 屋外の移動システム（建築物敷地内の平面通路）の整備
- ・ 屋内の移動システム（特別特定建築物の用途（専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るもの）の整備
- ・ 移動システムと一体的に整備される公衆のために公開された空間（ホール等）の整備
- ・ 移動案内装置の設置

5. 補助率

地方公共団体、都市再生機構、協議会： 1／3以内

民間事業者： 2／3以内（国1／3以内、地方公共団体1／3以内）